

## 公布された条例のあらまし

### ○佐賀県知的財産を大切にし、みんなで守り、育て、新たに生み出す条例（条例第19号）

- 1 この条例は、本県の知的財産の保護、活用及び創造に関する基本理念を定め、並びに県、事業者、県民、大学等及び市町の責務を明らかにすることにより、本県の未来を支える貴重な知的財産を保護し、及び適切に活用するという県民一人一人の意識を高めるとともに、本県の特色を生かした新たな知的財産の創造を推進し、もって将来の世代にわたる産業の振興、文化の発展及び地域の活性化に寄与することを目的とすることとした。（第1条関係）
- 2 知的財産の保護、活用及び創造は、次に掲げる事項を基本として行わなければならないこととした。（第3条関係）
  - (1) 知的財産の保護、活用及び創造に係る事業者及び県民の創意工夫及び活動を尊重し、知的財産が公正に利用される社会的気運を醸成すること。
  - (2) 知的財産の保護、活用及び創造を通じて産業及び文化の付加価値を創出し、新たな事業分野への進出を促進することにより、産業の振興、文化の発展及び活力に満ちた地域社会の実現を図ること。
  - (3) 研究、開発、教育その他の知的活動を活発に行うとともに、それらにより生み出される知的財産の集積及びその質の向上を図っていくことにより、本県の将来にわたっての発展のための基盤の整備を図ること。
- 3 知的財産の保護、活用及び創造について、県、事業者、県民、大学等及び市町の責務を定めることとした。（第4条～第8条関係）
- 4 この条例は、公布の日から施行することとした。
- 5 佐賀県知的財産の創造等に関する基本条例（平成21年佐賀県条例第7号）は、廃止することとした。

### ○佐賀県職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例（条例第20号）

- 1 職員が特定新型インフルエンザ等から県民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業であって人事委員会規則で定めるものに従事したときは、防疫等作業手当を支給することとした。（附則第7項関係）
- 2 1の手当の額は、作業に従事した日1日につき4,000円を超えてはならないこととした。（附則第8項関係）
- 3 その他所要の改正を行うこととした。
- 4 この条例は、公布の日から施行することとした。

### ○佐賀県手数料条例の一部を改正する条例（条例第21号）

- 1 長期優良住宅の普及の促進に関する法律が改正されたことに伴い、長期優良住宅維持保全計画の認定及び変更認定に係る手数料の額を定めることとした。（別表第1関係）
- 2 教育職員免許法等が改正されたことに伴い、普通免許及び特別免許状の更新制が廃止されたため、所要の改正を行うこととした。（別表第1関係）
- 3 この条例は、令和4年10月1日から施行することとした。ただし、2については、令和4年7月1日から施行することとした。

### ○住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例（条例第22号）

- 1 住民基本台帳法が改正されたことに伴い、県内の市町の執行機関が条例に定める知事保存本人確認情報を提供され、又は利用することが

できる事務から、空家等対策の推進に関する特別措置法に関する事務を削ることとした。（別表第1関係）

- 2 この条例は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和4年法律第44号）の施行の日から施行することとした。

○佐賀県立21世紀県民の森設置条例の一部を改正する条例（条例第23号）

- 1 佐賀県立21世紀県民の森（以下「県民の森」という。）の施設は、総合案内所、森林学習展示館、森林レクリエーション利用施設及びキャンプ場とすることとした。（第3条関係）
- 2 県民の森の施設のうちキャンプ場を利用する者は、利用の際、指定管理者に利用料金を納入しなければならないこととし、当該利用料金は、指定管理者が知事の承認を得て定めることとした。（第5条関係）
- 3 その他所要の改正を行うこととした。
- 4 この条例は、令和5年4月1日から施行することとした。ただし、5については、公布の日から施行することとした。
- 5 指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができることとした。

○佐賀県営土地改良事業分担金等条例の一部を改正する条例（条例第24号）

- 1 土地改良法が改正されたことを踏まえ、農地中間管理機構と連携した土地改良事業を特別徴収金の対象事業とすることとした。（第5条の2関係）
- 2 その他所要の改正を行うこととした。
- 3 この条例は、公布の日から施行することとした。

○佐賀県人工海浜公園条例の一部を改正する条例（条例第25号）

- 1 伊万里人工海浜公園及び太良人工海浜公園の名称を、それぞれイマリンビーチ及び白浜海水浴場に改めることとした。（第2条及び第4条関係）
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

○SAGAサンライズパーク条例の一部を改正する条例（条例第26号）

- 1 SAGAサンライズパークの施設に、駐車場を追加することとした。（第3条関係）
- 2 この条例は、規則で定める日から施行することとした。

○建築基準法施行条例の一部を改正する条例（条例第27号）

- 1 建築基準法の改正に伴い、引用条項を改めることとした。（第29条及び別表関係）
- 2 その他所要の改正を行うこととした。
- 3 この条例は、公布の日から施行することとした。